

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業（令和5年度実施計画分）

（単位：千円）

No.	事業の名称	事業の概要（①目的、②経費内容、③事業の対象）	計上事業費
1	世羅町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金【低所得者世帯給付金】	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰の影響を受けた生活者に対し、資産損害に対する見舞金として支援金を贈与する。 ②支援金 ③令和5年度非課税世帯	58,710
2	世羅町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（事務費）	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰の影響を受けた生活者に対し、資産損害に対する見舞金として支援金を贈与するにあたっての必要な事務費。 ②報酬・需用費・役務費・委託料 ③令和5年度非課税世帯	2,090
3	世羅町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰の影響を受けた生活者に対し、資産損害に対する見舞金として給付金を贈与する。 ②給付金 ③令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	1,500
4	—	—	—
5	—	—	—
6	世羅町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（事務費）	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰の影響を受けた生活者に対し、資産損害に対する見舞金として給付金を贈与するにあたっての必要な事務費。 ②報酬・需用費・役務費・委託料 ③令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	1,259
7	—	—	—
8	世羅町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（No8分） （低所得世帯を除く）	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び物価高騰の影響を受けた生活者に対し、資産損害に対する見舞金として給付金を贈与する。 ②給付金・報酬・職員手当・需用費・役務費・委託料 ③令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を除く課税世帯の内、所得額が858万円以下の世帯主（児童手当所得上限限度額）	49,367
9	子育て世帯臨時特別給付金事業	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、負担軽減のため高校生相当までの子どもがいる世帯に対して給付金を支給する。 ②給付金・役務費・委託料 ③平成17年4月2日から令和6年3月31日までに生まれた子どもの養育者	43,237
10	社会福祉施設等物価高騰支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と燃料等高騰により多重に影響を受けている町内の福祉事業所等に対し、事業を継続するため、支援金を支給する。 ②支援金 ③町内福祉事業所	23,070
11	児童福祉施設物価高騰支援事業	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と燃料等高騰により多重に影響を受けている町内の児童福祉施設等に対し、事業を継続するため、支援金を支給する。 ②支援金 ③町内の認定こども園	2,520
12	世羅中央病院企業団支援金	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と原油価格・物価高騰の影響を緩和するため、価格高騰の影響額の一部を支援することにより、地域の医療基盤の維持を図る。 ②支援金 ③世羅中央病院企業団	6,062
13	世羅町地域公共交通燃油費高騰支援金	①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と燃油価格高騰により収益が悪化している公共交通事業者に対して支援を行い、地域公共交通の維持を図る。 ②公共交通事業者への支援金 ③町内に本社又は営業所を置く一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者及び個人	1,350